

善通寺市 第2次男女共同参画プラン

(案)

令和3年1月13日 現在

香川県
善通寺市

はじめに



我が国では少子化・高齢化が進行しており、総人口が減少していくことが現実的な問題となっています。

こうしたなか、地域の活力を維持していくためには、年齢や性別にかかわらず、すべての人が活躍する、男女共同参画社会の実現が不可欠となっています。

国では、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っているところです。

本市では、平成25年に「善通寺市男女共同参画プラン」を策定し、男女が平等に生活や活動ができる社会環境の整備に向けた様々な取組を進めてきました。このたび、この計画の期間が満了したことを受け、こうしたこれまでの取組を継承しつつ、新しい課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、国の定める、「男女共同参画社会基本法」の「第5次男女共同参画基本計画」に基づく目標や施策を踏まえ、「善通寺市第2次男女共同参画プラン」を策定することになりました。

本計画策定では、市民アンケート調査等を通して得られた市の現状を踏まえ、市の取り組む施策を市民の皆様に分かりやすくお示ししつつ、男女共同参画社会の実現を目指すための施策をまとめています。

本計画において基本理念として掲げている「すべての人が認め合い、協力しながら、活躍できるまち 善通寺」の実現のためには、市民、事業者、各種団体等の皆様と男女共同参画に対する考えを互いに深め合いながら、協働して取り組んでいくことが不可欠です。皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定に当たり、アンケート調査等に御協力いただきました市民の皆様や事業所の皆様、策定にご協力いただいた審議会委員の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月
善通寺市長 平岡 政典

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 男女共同参画を巡る社会の動向	2
第2章 善通寺市の現状と課題	6
1 人口動態	6
2 雇用・労働の状況	7
3 各種調査等からみる課題	8
4 これまでの主な取組	18
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 計画の目指す姿(基本理念)	22
2 計画の基本目標	22
3 施策の体系	23
第4章 重点的に取り組む施策	24
1 重点項目・重点施策の設定	24
2 達成指標の設定	25
第5章 計画の内容	28
基本目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	28
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	34
基本目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	39
第6章 プランの推進	48
1 プランの推進体制	48
2 目標とする指標	48
3 プランの施策実施状況の管理	48
4 関係機関との連携	49
5 市職員の意識啓発	49
6 市民の参加、協力、理解の促進	49
7 推進のための調査、情報の収集と提供	49
参考資料	50

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成25年に男女共同参画社会の実現を目指すため、「善通寺市男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。

近年では、2015年に国連で採択されたSDGsにおいても「ジェンダーの平等の実現」がうたわれています。我が国においても、経済社会環境やこうした国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っているところです。

このような中、本市でも就労をはじめ女性の多様な分野への参画や、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力や人権侵害の根絶に向けた啓発活動などにおいて一層の取組が求められています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、すべての人が性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、活躍できる社会を目指すとともに、自然や人とのふれあいの中でやすらぎを感じられるまちづくりに向けて、誰もが一人の人間として尊重され、お互いを認め合いながら、自らの意思によってあらゆる分野において対等な立場で参画する機会が確保される社会を目指していくため、「善通寺市第2次男女共同参画プラン」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画（策定中）」及び県の「第4次かがわ男女共同参画プラン（策定中）」と整合性を図りながら策定するものです。

また、「第6次善通寺市総合計画（策定中）」の分野別計画として、本市における男女共同参画社会の形成に向けた各種施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

併せて、本計画は男女共同参画の視点を本市の施策全般に反映させていけるように、各分野の個別計画との整合、調整を図ります。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」第2条の3に基づく市町村基本計画（以下、「DV対策基本計画」という。）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（以下、「女性活躍推進計画」という。）」を兼ねる計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度として令和9年度までの7か年とします。

なお、社会情勢の変化に応じ、見直しが必要と判断される場合は、計画期間内であっても、随時、見直しを行います。

4 男女共同参画を巡る社会の動向

(1) 世界の動き (SDGs)

我が国の男女共同参画行政は、昭和50年の国連の国際婦人年に端を発しており、平成7年に開催された第4回世界女性会議(北京会議)では、「北京宣言」と「北京行動綱領」を採択しました。「北京行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重大問題領域に沿って女性のエンパワーメントを図るための具体的な取組指針を記載し、女性の地位向上のための国際的基準となっています。

平成23年には、国際的な4つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)」が発足し、平成24・26年の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議(「自然災害とジェンダー」決議)が採択されました。

また、「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されて20年となる平成27年には、「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会において、各国のこれまでの取組状況に関するレビューが行われました。

平成31年3月の第63回国連婦人の地位委員会では、ジェンダー平等及び女性と女兒のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスについて合意がなされています。

平成27年には、2030年(令和12年)までの国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連サミットで採択されました。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されており、日本政府としても積極的に取り組んでいます。





ジェンダーの平等を達成し、 すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

- 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

（２）国の動き

国においては、昭和50年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備を進め、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が公布されました。その後、平成16年、平成19年の改正を経て、平成25年の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。

平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が公布され、女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定が、国及び地方公共団体、労働者の数が300人を超える民間事業主に義務付けられ（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められています。令和元年の改正では、「事業主行動計画」の策定義務が100人を超える事業主に拡大されたほか、女性活躍に関する情報公表の強化等が盛り込まれました。

また、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素とし、計画全体にわたる横断的視点として位置付けました。

さらに、平成30年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国政及び地方議会の選挙において、政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すよう規定されています。

また、令和2年度には、第5次男女共同参画基本計画を策定し、社会全体においては固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への対応を図るものとしています。

こうした中、令和2年7月には「女性活躍加速のための重点方針2020」が示され、

- 女性に対する暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援の充実
- 女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押し
- 仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備及び社会全体での意識改革の推進
- あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点の反映

の4つを基本的な考え方としながら、女性活躍の推進への取組を進めています。

（３）香川県の動き

香川県では、平成13年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定、平成14年に「香川県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、平成28年に「第3次かがわ男女共同参画プラン」を策定し、これまでの取組を検証し、女性の活躍推進を前面に押し出すとともに、少子高齢化の一層の進展、産業構造の変化、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢の変化を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を行っています。

また、同時に「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を策定し、性的暴力や各種ハラスメントなどへの対策を進めています。

（４）善通寺市の動き

平成4年、すべての人間は、生まれながらにして自由で尊厳と権利は平等であり、市民一人ひとりがお互いを理解し、人権意識の高揚に努め差別のない社会の実現を目指し、「人権尊重都市宣言」をしました。

平成22(2010)年には、各分野の人権課題の解決に向け、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにした「善通寺市人権教育・啓発の基本指針」を策定しました。

また、同年に策定した「第5次善通寺市総合計画」では「男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進める」としており、その取組を推進するため、平成25年に「善通寺市男女共同参画プラン」を策定しました。平成27年には「善通寺市配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を追加する形で「善通寺市男女共同参画プラン」に位置づけ、一部内容を変更しています。

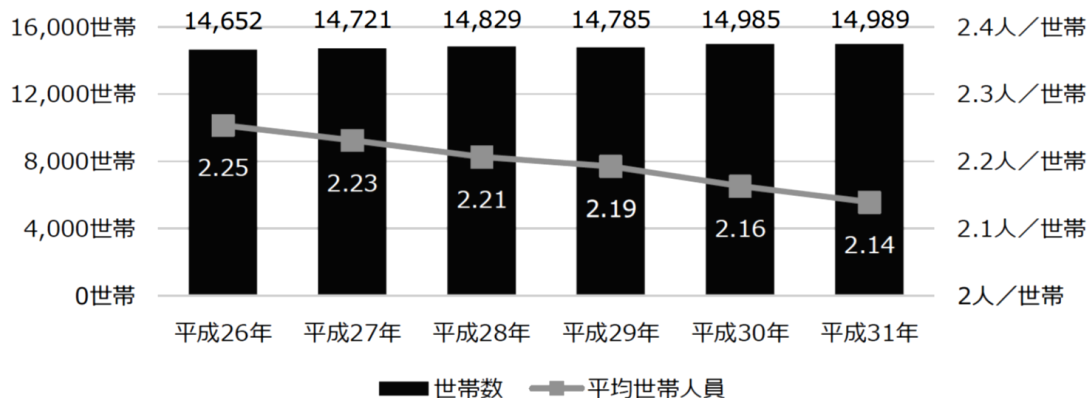
第2章 善通寺市の現状と課題

1 人口動態

(1) 人口と世帯の推移

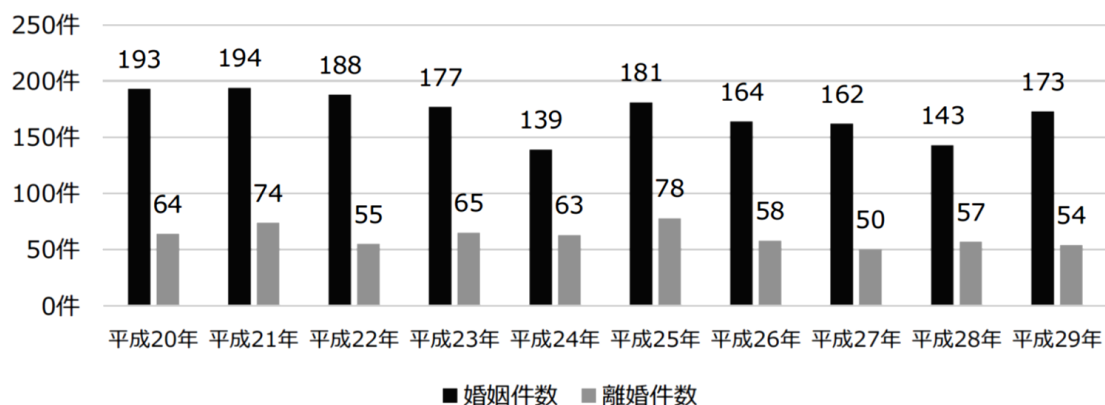
男女別人口の推移、世帯の推移、ひとり親家庭の推移 など
最新の住民基本台帳の統計から掲載します。

■世帯数と平均世帯人員の推移

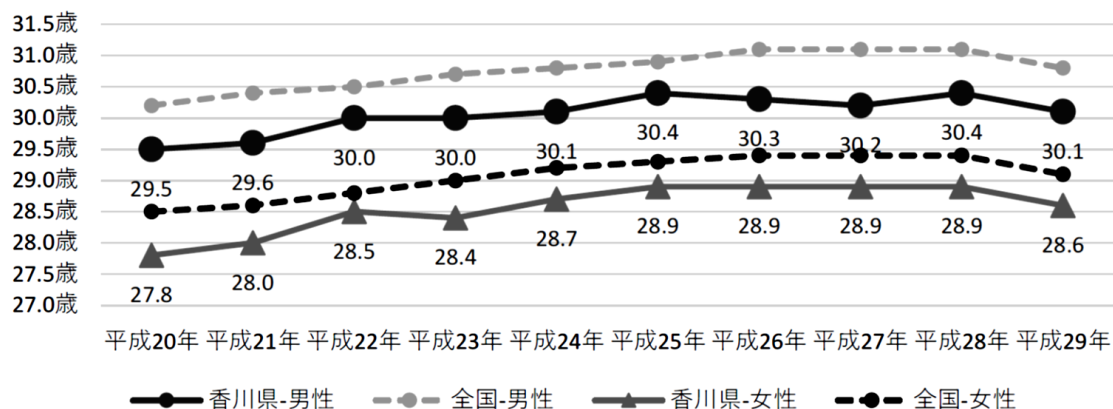


(2) 結婚・出産の状況

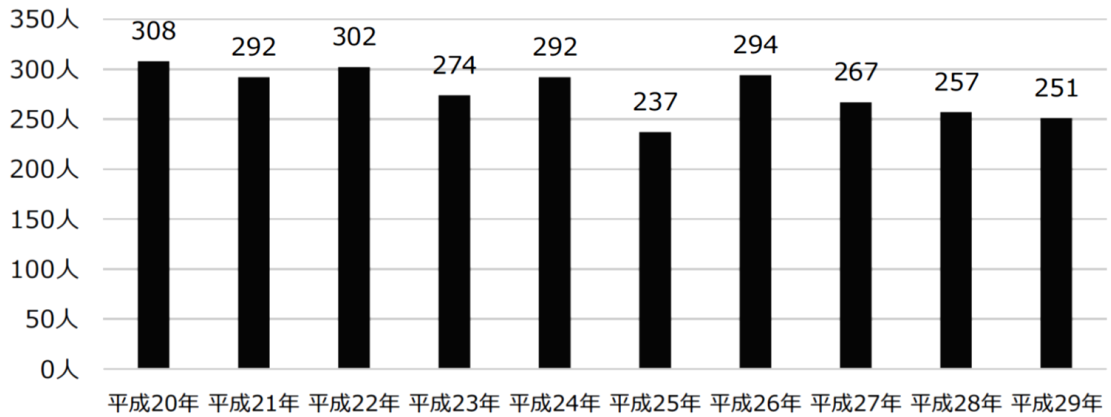
■婚姻数・離婚数の推移



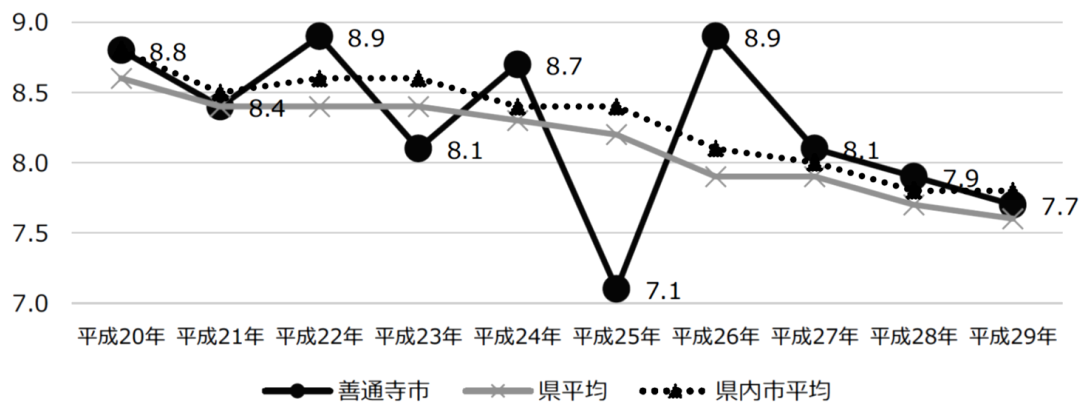
■平均初婚年齢の推移



■ 出生数の推移

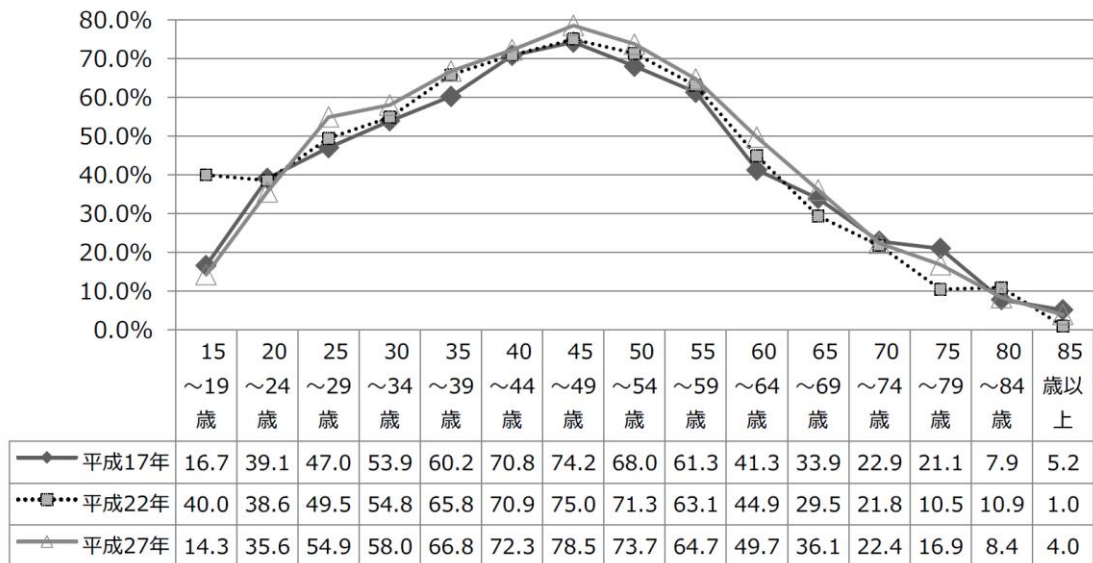


■ 人口千対出生率の推移



2 雇用・労働の状況

■ 有配偶女性の就業率の推移



3 各種調査等からみる課題

(1) 調査の概要

【市民アンケート調査】

調査対象者	善通寺市内にお住まいの20歳以上の方から無作為抽出		
調査数	2,000名		
調査方法	郵送による配布、郵送による回収		
調査票回収数	909件	回収率	45.5%
調査票有効回収数	907件	有効回収率	45.4%

【事業所アンケート調査】

調査対象者	善通寺市内で6名以上の従業員がいる事業所を対象に無作為抽出		
調査数	100社		
調査方法	郵送による配布、郵送による回収		
調査票回収数	46件	回収率	46.0%
調査票有効回収数	46件	有効回収率	46.0%

(2) 調査のおもな結果

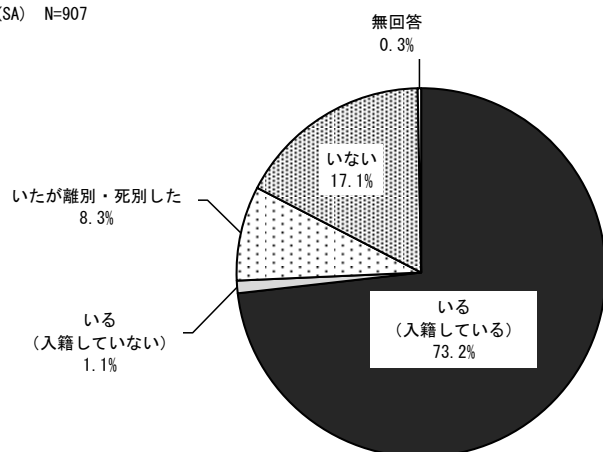
① 回答者の婚姻と世帯の状況

調査回答者の8割強に配偶者がいる(いた)という結果となっています。また、現在配偶者がいる方のうち56.8%と過半数が共働きとなっており、女性が働くことが一般的になってきています。

日常生活の中で、男女差別を感じているのは41.3%となっています。

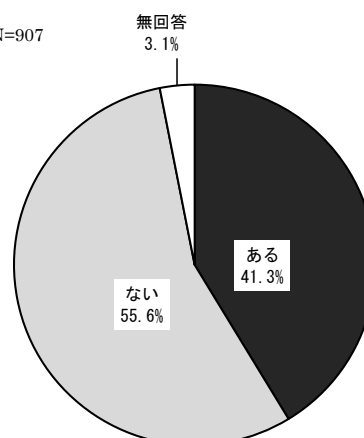
■ あなたに配偶者(パートナー)はいますか

(SA) N=907



■ 日常生活の中で、男女差別を感じることはありませんか。

(SA) N=907



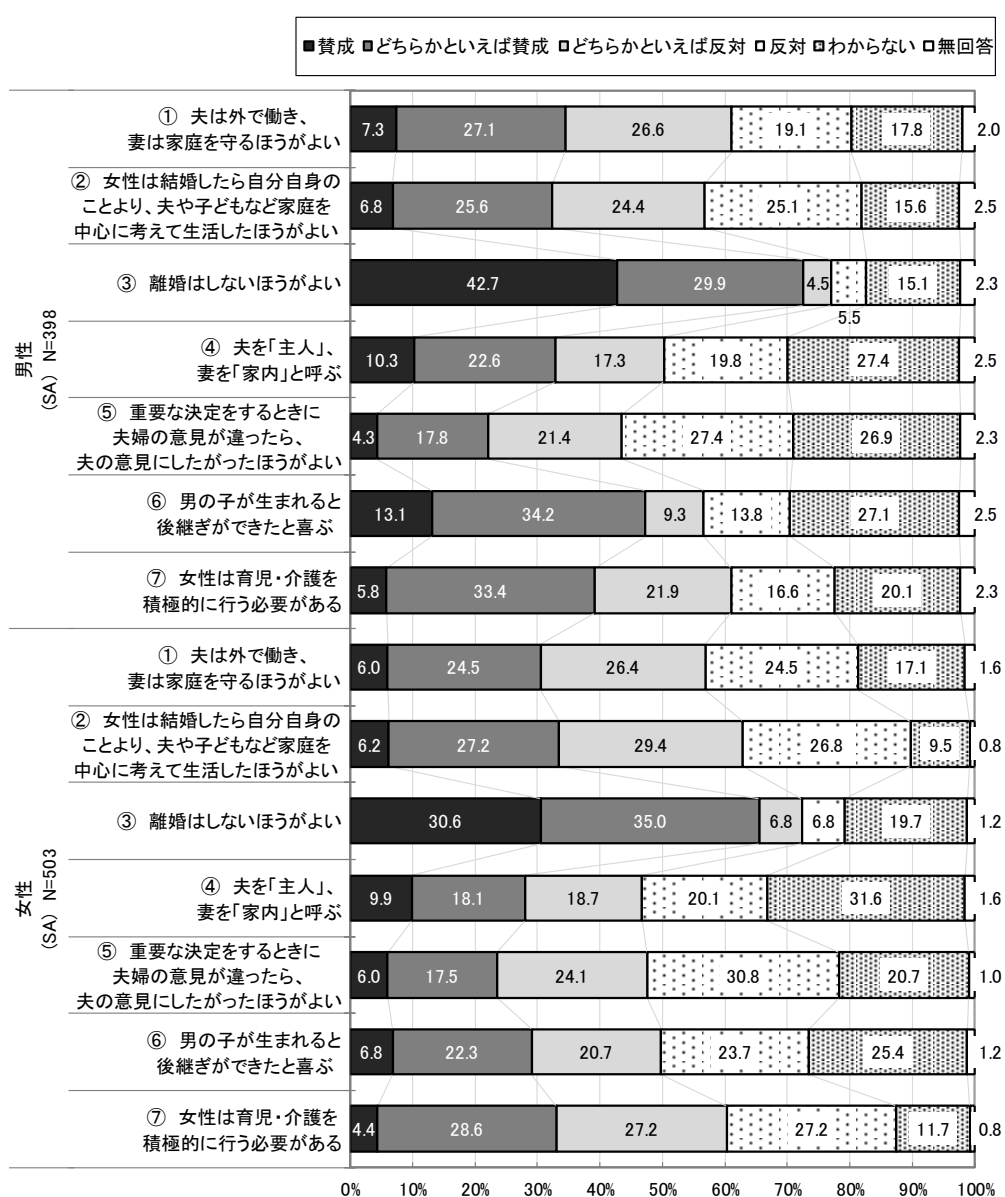
② 夫婦生活・家庭生活について

夫婦の役割や考え方について、女性が家庭や家事、子育てなどの役割を担うことについておおむね賛成している人は、ほとんどの項目で3割前後みられます。この傾向は男性で高くなっています。

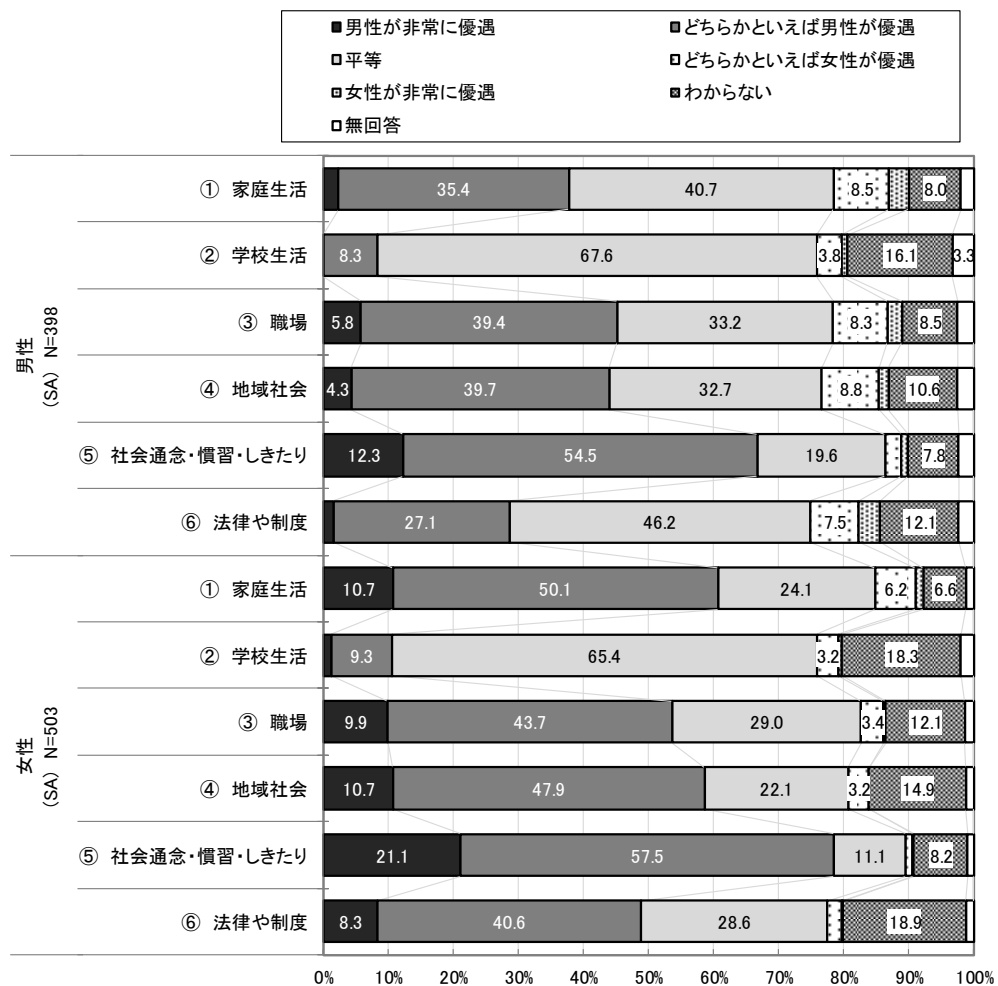
社会生活における男女の地位については、学校生活をのぞき「男性優位」と感じている人が多くなっています。こちらも女性の方が男性優位を強く意識している結果となっており、特に「家庭生活」と「法律や制度」で差が大きくなっています。

家庭内の役割分担においても、女性の役割が大きいものとなっています。男女別で見ると女性の方が役割を強く意識している結果となっており、男性は役割を果たしているようでも、女性の意識のうえでは日常的な役割分担とはなっていないことがうかがえます。

■ あなたは、次のような考え方をどう思いますか。



■ 次の分野において男女の地位は平等になっていると思いますか。



③ 職場や仕事について

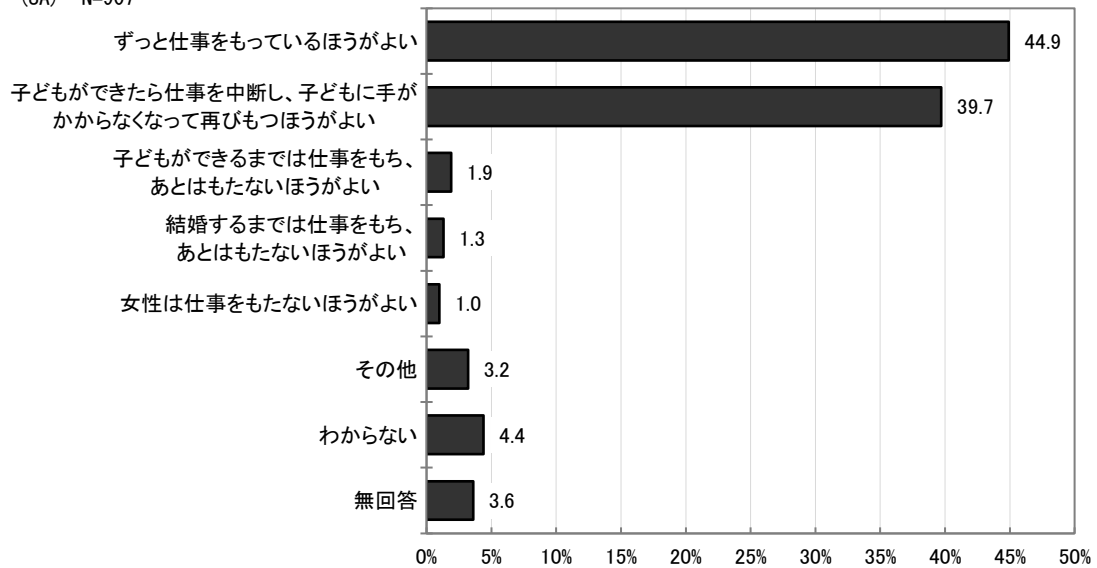
女性が仕事をする事については、「ずっと仕事を持っている方がよい」と「子育て中は仕事を中断する方がよい」が高くなっています。女性が仕事を持続けるためには、職場内での理解や各種制度の運用に課題を感じている結果となっています。

ワーク・ライフ・バランスの考え方については、理想では「仕事と家庭生活・地域活動のバランスをうまくとりたい」が55.9%と過半数を占めるのに対し、現状でできている人は25.1%と約4分の1にとどまっており、多くが仕事を優先している結果となっています。

職場での育児休業や介護休業等の各種制度の利用状況についてみると、男性の利用がほとんどないことが判明しています。男性が制度を利用しない理由では「仕事が忙しかった」に半数の回答があり、続いて「収入の減少」、「利用しにくい雰囲気がある」となっています。また、職場内での制度の運用や、昇級等への影響を懸念する回答にも一定数の回答があり、制度の運用と雰囲気の中で、職場の理解が進んでいないことがうかがえる結果となっています。

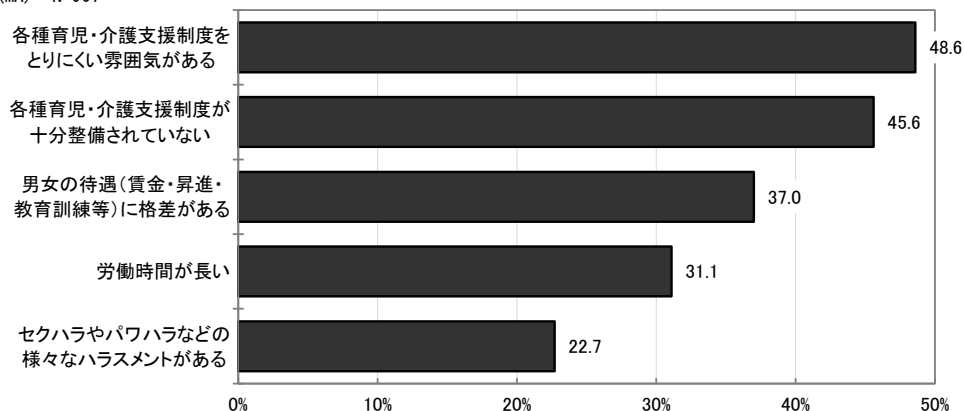
■ 女性が仕事をもつことについて、どのようにお考えですか。

(SA) N=907



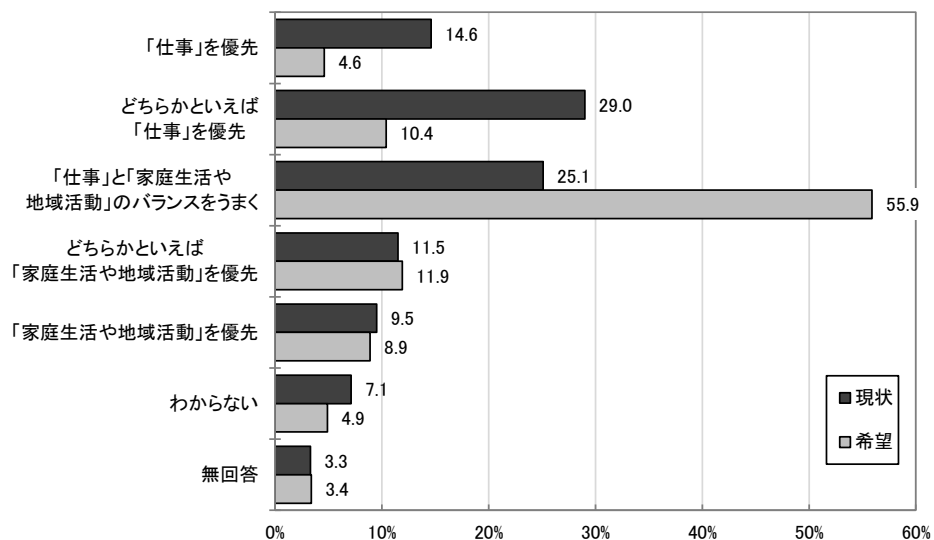
■ 女性が仕事を持ち続けるうえでの問題はどのようなことだと思いますか。(上位5項目)

(MA) N=907



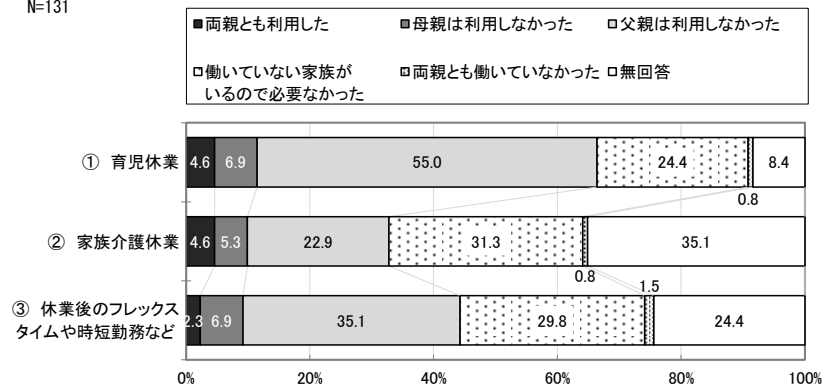
■ 生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度

(SA) N=907

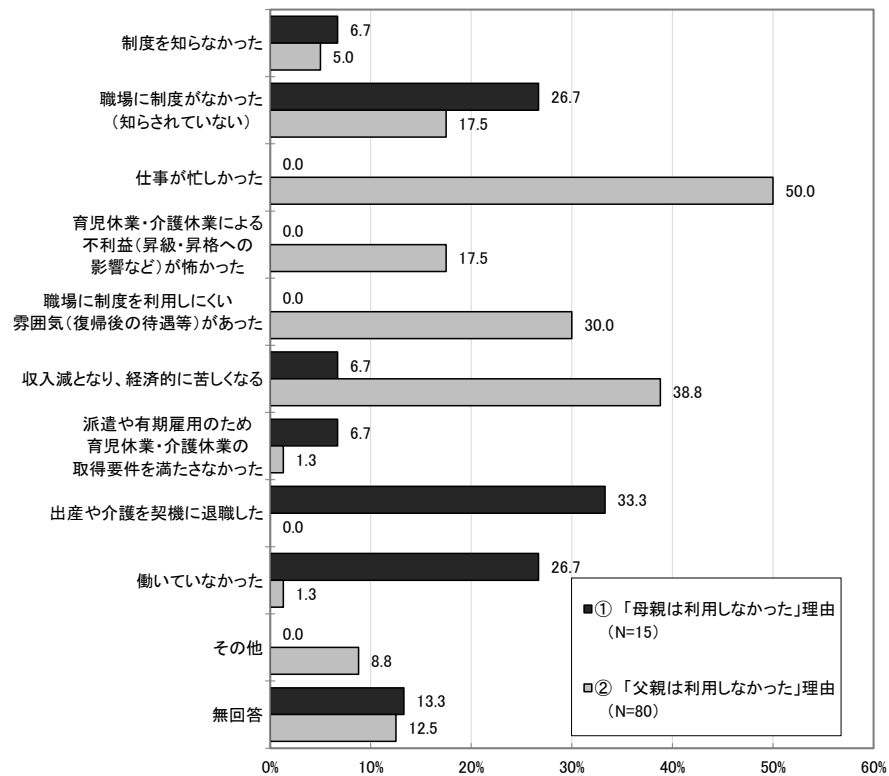


■ 以下の制度を利用しましたか

(SA) N=131



■ 制度を利用しなかった理由



④ 女性の活躍推進について

女性活躍の場が少ない理由について、「社会通念や風習」「男性優位の組織」に6割を超える回答が集中しています。「女性の積極性が不十分」にも31.3%の回答がありますが、男女別では女性の方が積極性の不足を認識していることがうかがえます。

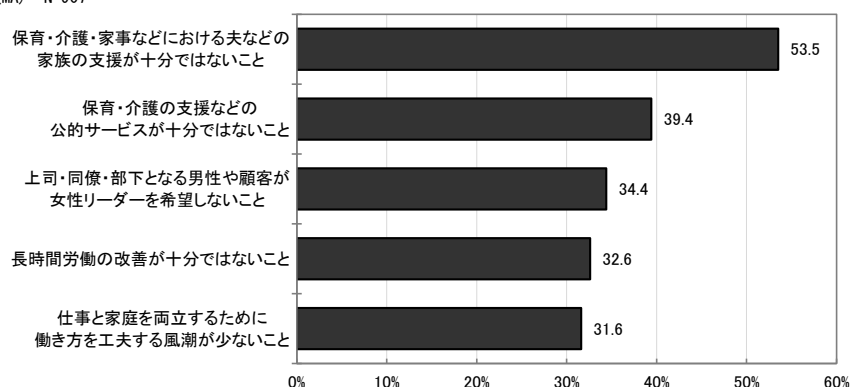
女性の活躍を阻害する要因については「保育・介護・家事などにおける家族の支援が十分ではない」に53.5%と過半数の回答があり、周囲の理解が一番の要因となっています。

■ 職場や地域社会において企画や方針決定の場に女性が少ない理由

	合計	男性優位の組織	社会通念や風習	社会制度が不十分	家族の理解・協力が得られない	女性に対する研修・訓練が不十分	女性の積極性が不十分	無回答
上段:度数 下段:%								
全体	901 100.0	534 59.3	595 66.0	277 30.7	225 25.0	113 12.5	282 31.3	32 3.6
男性	398 100.0	227 57.0	258 64.8	123 30.9	71 17.8	47 11.8	117 29.4	18 4.5
女性	503 100.0	307 61.0	337 67.0	154 30.6	154 30.6	66 13.1	165 32.8	14 2.8

■ 各分野で女性のリーダーを増やすときに『障害』となるもの(上位5項目)

(MA) N=907



⑤ ハラスメントや暴力行為について

各種ハラスメントについては「知っている」人が6～7割となっていますが、「パタハラ」については知らなかった人が45.9%と最も高くなっています。また、「パワハラ」については経験したり見聞きした人が一定数あるほか、「DV」についても見聞きしたり経験した人が一定数います。

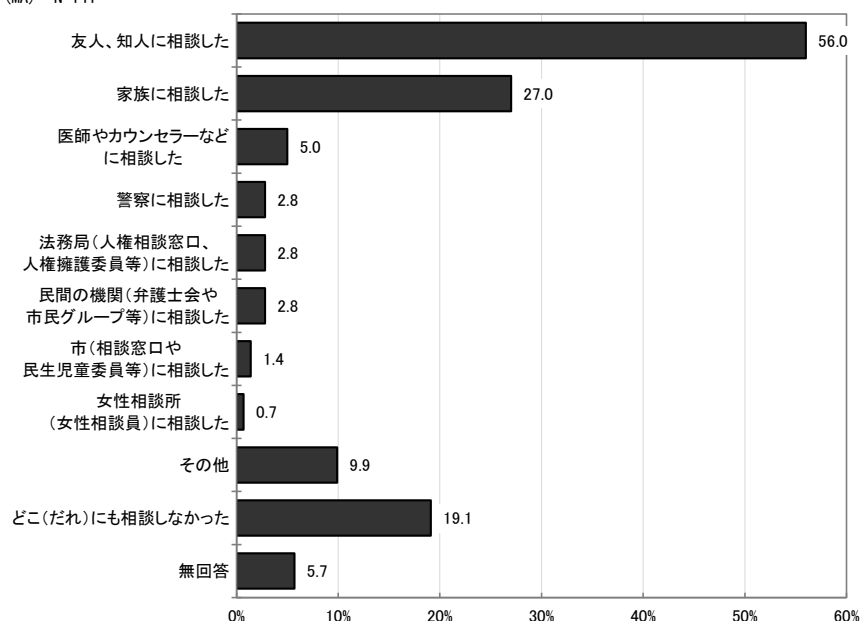
各種ハラスメントやDVの経験者のうち、誰かに相談した先では、「友人、知人」が56.0%で最も高く、続いて「家族」が27.0%で、この2つでほとんどを占めます。「どこにも相談しなかった」という回答が19.1%あり、相談しても解決しないと思っている人も多いことがうかがえます。

■ 各種ハラスメントの経験・見聞

	セクシュアル ハラスメント (セクハラ)	パワーハラスメント (パワハラ)	マタニティ ハラスメント (マタハラ)	パタニティ ハラスメント (パタハラ)	ドメスティック バイオレンス (DV)
自分が暴力等を ふるったことがある	0.7	0.9	0.0	0.0	2.0
自分が暴力等を 受けたことがある	2.9	10.6	2.1	0.3	5.2
自分のまわりに暴力等を ふるった人がいる	3.3	6.3	0.6	0.1	3.5
自分のまわりに暴力等を 受けた人がいる	8.6	14.2	2.6	0.3	9.9
暴力等の被害について 相談を受けたことがある	3.3	4.1	0.8	0.1	4.2
一般的な知識として 知っている	73.5	61.5	66.9	33.6	67.1
言葉として 見聞きしたことがある	12.5	11.4	15.4	13.3	12.8
知らなかった	1.7	1.8	8.0	45.9	2.4
無回答	5.6	6.6	7.1	7.2	5.5

■ ハラスメントについて誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

(MA) N=141

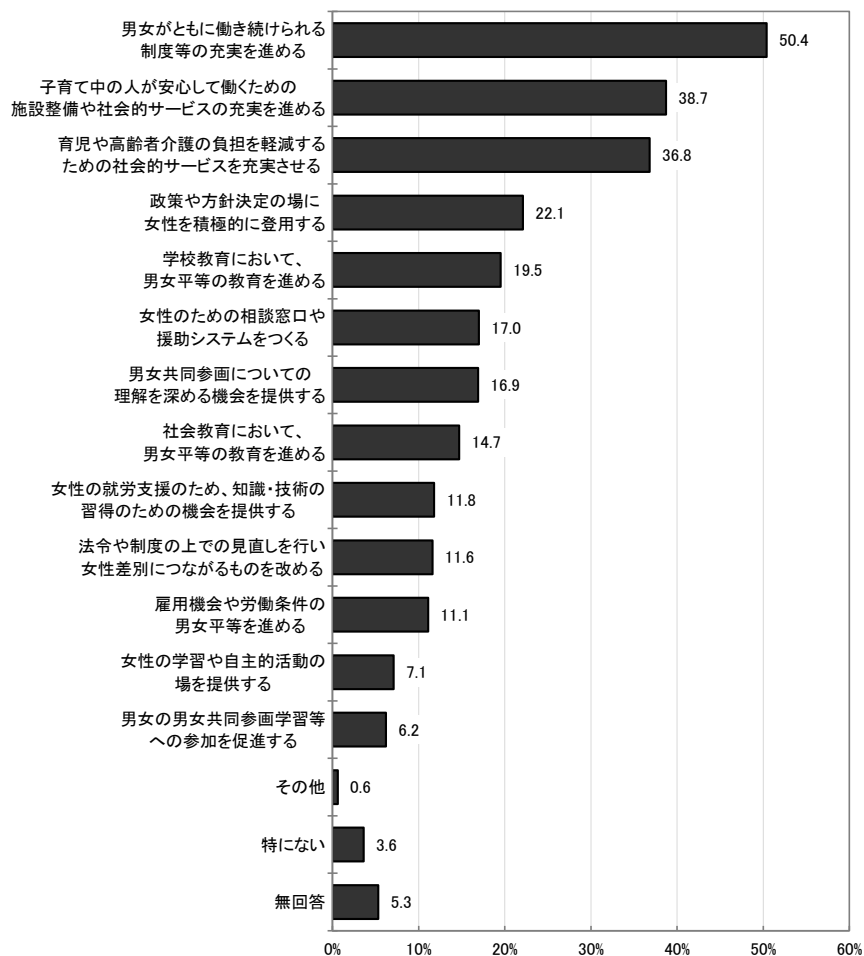


⑥ 男女共同参画社会の推進について

男女共同参画を推進するための市の施策としては「男女がともに働き続けられる制度等の充実を進める」が50.4%、「子育て中の人安心して働くための施設整備や社会的サービスの充実を進める」が38.7%、「育児や高齢者介護の負担を軽減するための社会的サービスを充実させる」が36.8%で多くを占めています。

■ 男女共同参画社会の推進のために、市にどのようなことを望みますか。

(MA) N=907



（３）男女の役割にかかわる共同意識の醸成

家庭生活、社会生活、職業生活にかかわらず、「男女による役割分担」が常態化していることが一番の課題となっています。

家庭生活においては、男性が家事や育児に参画していても、女性側は「男性がお手伝いをしてくれているだけ」と感じていることが読み取れます。日常から積極的に家事や育児にかかわるのはもちろんのこと、「僕も手伝うよ」という意識で家事などを行うのではなく、「僕の役割だから」と責任を持って取り組むことが必要となります。このため、家庭内での役割分担を夫婦の話し合いで決めるための社会的な風潮をつくり出していくことが求められます。啓発パンフレットや研修の開催だけではなく、役割分担表の例示や、保育所等での保護者への啓発、青少年への教育の場での話題とするなど、具体的で目に見えて推進することができるツール、方法の検討が必要です。

社会生活においては、参画のきっかけづくりが重要となっています。知り合いからのお誘いや、楽しみやメリットの感じられる取組への参加促進などにより、一度でも地域活動を体験してもらうことが、参加への第一歩となります。自治会等の役員も男性のほうが多い現状となっていますが、実際に現場では女性の活躍により実施されているものも多く、目に見える形でのメリットを示していくことにより、女性が前に出るチャンスと可能性を広げていくことが必要です。

男性優位の考え方については、女性のほうが強く意識している現状が見受けられます。職場や地域社会において、男性が意識して女性の発言や活動を当たり前とするとともに、女性が積極的に活躍する意識を持てる社会とすることが必要です。

（４）職業生活における男女共同参画

事業所では、各種制度の趣旨を理解し、法で規定されているとおりに実施体制を構築していくことの必要性を認めていくことが課題です。少子化の続く中、子育て支援を社会全体で行うことは、近い将来の人材の確保、顧客の維持、ひいては地域の存続のために最優先される課題という共通認識を持つことが必要です。

事業主行動計画など、従業員数に関係なく、すべての事業所での策定を促進するなど、目標を掲げた施策が必要です。

また、10～15年後には、いわゆる団塊の世代の介護や介助が必要不可欠のものとなります。従来の社会保障だけでは財政的にもケアが困難になることも予測されることから、家族介護との両立について、今のうちに制度を浸透させておくことで、経済界のダメージを最小限に食い止める取組が必要です。

主な課題の整理

- 男女共同参画に対する意識を高めるための広報、PR
- 子育て支援や高齢者介護などの社会保障の適正な運営
- 男女の役割分担等を定める、具体的な手法、ツールの提案・提供
- 「身近な相談相手」に正しい情報を伝えておくための仕組
- 男女共同参画に関するあたらしい社会通念の“実行”
- 職域における少子化・家族介護対策への積極的な協力体制
- 雇用環境における男女共同参画の制度運用の徹底
- 10～20年後の地域社会を生き抜く持続可能性を高める行動
- 男女が同様に自身の活躍の意欲を高められる社会体制
- 性別に関係なく、個々の意見や意欲を尊重する社会通念の醸成

4 これまでの主な取組

1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
「男女共同参画週間」、「人権週間」の周知	人権啓発に関する広報	6回	17回
男女共同参画を推進する研修会への参加促進	人権講演会や研修会の開催回数	2回	17回
男女共同参画を推進する研修会への参加促進	人権啓発事業の実施回数	7回	9回
かがわ男女共同参画推進員の研修会への参加促進	かがわ男女共同参画推進員の参加延べ人数	4人	8人
「男女共同参画社会基本法」、「善通寺市男女共同参画プラン」などの周知	市ホームページへの掲載	-	掲載済み
男女共同参画に関する情報の提供	市民意識調査・事業所アンケートの実施	-	1回
県等との連携及び男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実	人権擁護委員による人権相談回数	12回	12回

(2) 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
学校教育全体を通じた指導の充実	学校教育環境についての満足度	26.2%	令和2年度実施
男女共同参画を推進する講演会への参加促進	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	7,949人	4,515人
	男女共同参画を推進する講演会への参加	-	4回
家庭教育の充実	家庭教育支援事業	-	82人
保育関係者の意識啓発	保育士研修及び人権保育研修への参加	12回	38回

2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
市の審議会等の委員への女性登用率の向上のため、積極的な登用推進の要請、女性の登用状況についての調査、情報の提供	審議会などにおける女性委員の比率	18.9%	26.8%
市での女性職員の職域拡大と、管理・監督者への女性の登用の推進	市職員の女性管理職の登用	14.5%	25.0%
企業や各種団体などへの啓発	市広報への掲載による啓発	0回	1回

(4) 男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発	男女共同参画の意識の定着のための広報	0回	8回
男女雇用機会均等法、労働基準法などの周知	市広報への掲載による啓発	0回	1回
社会全体での子育て支援ネットワークの充実	パソコン及び携帯電話での情報提供に係るアクセス件数	20,561件	54,151件
乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり	保育所献立検討会・離乳食及び幼児食講習の開催	36回	54回
相談・援助体制の充実	子育て支援に関する活動参加希望率	18.2%	上昇
子育て支援総合コーディネーターの取組の促進	子育て支援体制の状況	25.0%	上昇
延長・休日保育、一時保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実	一時保育実施保育所数	1か所	4か所
	延長保育実施保育所数	7か所	6か所
	休日保育実施保育所数	1か所	1か所
	病児・病後児保育実施施設数	2か所	2か所
相談・助言体制づくりの促進	サービス情報等に関する利用者からの相談件数	696件	2,146件
保育所における地域子育て支援サービスの充実	地域子育て支援センター開設数	1か所	3か所
保育環境の計画的な整備促進	児童環境づくり推進委員会の開催	1回	4回
障がい児の療育体制の充実	児童デイサービス利用者数	16人	96人
	障がい児保育実施施設数	7か所	6か所
子どもの居場所づくりの推進	つどいの広場開設数	2か所	2か所
母子自立支援員などによる相談	資格取得のための修業人数	1人	9人
民生・児童委員活動の充実	子どもに関する相談・支援件数	954件	545件

(5) 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
男女雇用機会均等の確保の促進	市広報への掲載による啓発	0回	1回
労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	0回	1回
企業主に対する再雇用制度の普及啓発	パンフレット配布による啓発	1回	1回
休職中の一時保育事業についての周知	パソコン及び携帯電話での情報提供に係るアクセス件数	20,561件	54,151件

(6) 地域活動における男女共同参画の促進

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
課題解決型実践的活動への取組	女性団体からの提案事業数	-	4件
地域におけるさまざまな活動への女性の参画促進	コミュニティ活動(地域活動)・ボランティア活動への参加状況	23.7%	33.8%
自主防災組織の育成強化	1年間に、防災・防災訓練等に参加したことがある人	11.2%	32.2%
防災分野など地域における多様な分野への女性の参画拡大	防災会議の女性委員の比率	0	8%

3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

(7) 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
若年層を対象とするDV等の予防啓発	広報による予防啓発	2回	6回
「善通寺市人権教育・啓発の基本指針」施策の推進	善通寺市人権政策審議会開催	5回	2回
若年層を対象とした人権講演会の開催の情報提供	若年層を対象とした人権講演会の広報	0回	3回
子ども女性相談センターや警察における相談窓口の情報提供	夫からの暴力等による女性相談件数	14件	6件
緊急保護施設、一時保護施設などとの連携	一時保護施設への保護件数	5件	0件
広域連携による保護の情報提供	DV等女性相談に係る子ども女性相談センター他、関係機関への情報提供数	5件	1件
広報・啓発の推進	DV、セクシュアル・ハラスメント、相談窓口の広報・啓発	2回	5回
子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関との連携強化	要保護児童対策地域連絡協議会の開催	4回	44回

(8) 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
健康相談・健康教育等の保健事業	保健事業への参加者数	20,094人	23,140人
成人期、高齢期における健康診査、検診の推進	胃がん・大腸がん・前立腺がん、肺がん検診受診率	37.3%	18.8%
心の健康相談・自殺予防など、男女の心の健康の維持	ふれあいポート善通寺延べ利用者数	461人	332人
食育の推進	食育推進事業への参加者	6,887人	12,812人
女性特有のがん対策の推進	乳がん・子宮頸がん検診受診率	25%	14.9%
歯の健康づくり(8020運動)の推進	成人歯科健康診査実施数	147人	230人
「いいお産」の普及啓発	妊婦一般健康診査利用率	73.7%	89.6%
母乳育児の普及	母乳育児の普及率	45.8%	82.9%

(9) すべての人が安心して暮らせる条件の整備

施策内容	成果目標	平成21年度実績	令和元年度実績
寿大学・婦人中央学級の内容の充実	寿大学・婦人中央学級参加人数	寿大学:2,864人 婦人中央学級:1,440人	寿大学:1,519人 婦人中央学級:982人
老人クラブ活動の促進	老人クラブ会員数	3,444人	2,793人
地域における日常的な支え合い体制づくり活動などへの参加促進	福祉ボランティア登録者数	807人	579人
	社会福祉協議会会員世帯	9,209世帯	8,444世帯
	ボランティア登録団体数	31団体	37団体
シルバー人材センターの登録支援	シルバー人材センター会員数	1,229人	1,069人
障がい者の働き場の情報提供と就労支援	訓練等給付(就労支援など)の支給決定者数	27人	68人
障がい者の雇用促進	就労移行支援利用件数	5人	4人
障がい者のスポーツ・文化活動の積極的な参加促進	地域活動やスポーツ・文化活動に参加している障がい者数	26人	89人
心のバリアフリーの推進	相談支援事業所(精神)の利用件数と実利用人数	570件(25人)	794件(55人)
利用者本位のサービス提供の推進	高齢者支援体制の満足度	28.5%	33.8%
適正な介護保険制度の運用	要介護認定率	13.4%	16.4%
民生委員などによる声かけ見守り活動の充実	見守り・声かけの訪問回数	18,504回	18,733回
障がい者の在宅福祉サービスなどの充実	居宅生活介護実利用者数	32人	53人
相談支援体制の充実	相談支援事業所(身体・知的)の利用件数と実利用人数	10,106件(177人)	10,125件(226人)
地域生活移行の推進	移動支援事業の支給決定者数	49件	43件

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指す姿（基本理念）

男女共同参画社会を実現するため、第一に、男女の人権が尊重されていることを基礎として、個人の能力が発揮される社会を目指すこと、第二に、性別による役割分担意識に基づく制度、慣行を見直すこと、第三に、市政はもとより、企業、団体などの政策・方針決定の場において、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること、第四に、性別にかかわらず互いを認め協力しながら、責任を分かち合い、家庭や職場をはじめとする社会における活動等を両立して行うことのできる環境を整えることを本プランの基本理念とします。

すべての人が認め合い、協力しながら、活躍できるまち 善通寺

2 計画の基本目標

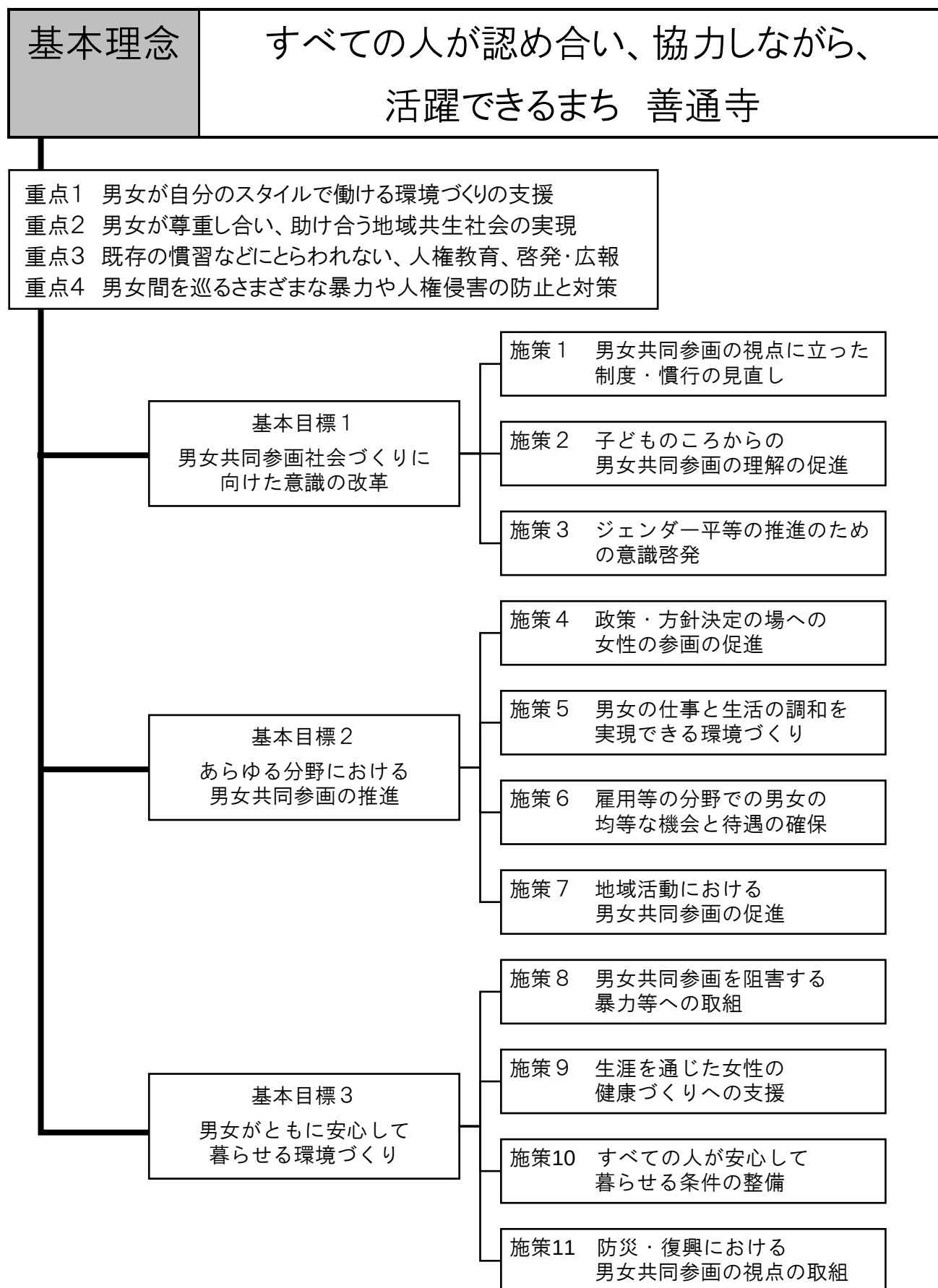
計画の基本理念を実現するため、以下の基本目標を掲げます。

基本目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

3 施策の体系



第4章 重点的に取り組む施策

1 重点項目・重点施策の設定

重点1 男女が自分のスタイルで働ける環境づくりの支援

男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、職場における女性の活躍を推進していくためには、多様な働き方の実現に向けた支援が必要です。

そのため、家庭において家事・育児・介護等を性別にかかわらず担っていくための支援を充実させることに加え、意思決定過程への参画支援を位置付け、男女がともに自分のスタイルで働き、希望を叶えられる環境づくりを推進します。

重点2 男女が尊重し合い、助け合う地域共生社会の実現

性別にかかわらず互いの人権が尊重される社会の実現に向けて、継続的に意識啓発に取り組めます。

市民に向けた人権尊重意識のさらなる啓発を進めるとともに、困難を抱える方に向けた支援や健康的な生活を送るための支援を位置付け、全ての人が尊重される地域社会の実現に向けた取組を推進します。

地域共生社会の理念の下、男女共同参画だけではなく、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などの問題に総合的に対応する相談窓口を運営し、各種専門機関が連携して支援に取り組む重層的支援体制を構築します。

重点3 既存の慣習などにとらわれない、人権教育、啓発・広報

性別役割分担の是正をはじめとした男女共同参画の推進に向けては、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を取り払うことがカギになります。そのため、啓発活動の充実に加え、地域・事業所等のさまざまな場において男女問わず個性を発揮することができる環境づくりに取り組めます。

女性も男性も問題意識を持ちながらも具体的な行動変容に至っていないことも多く、男女共同参画の意識を醸成するための啓発・教育の充実を図るとともに、男女共同参画の実現に向けた体制づくりの推進を位置付け、男女共同参画の人権教育、啓発・広報を推進します。

重点4 男女間を巡るさまざまな暴力や人権侵害の防止と対策

暴力の根絶に向けては、身体的暴力のほか、精神的暴力等あらゆる暴力を暴力と認識するための知識の普及に加え、被害を受けた方への支援体制の充実が必要です。

そのため、市民に対する広報・啓発に取り組むとともに、被害者の支援に向け、相談体制の充実や生活再建のための支援を位置付け、あらゆる暴力の根絶と被害者の保護を推進します。

2 達成指標の設定

(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
「男女共同参画週間」、「人権週間」の周知	人権啓発に関する広報	17回	維持・増加
男女共同参画を推進する研修会への参加促進	人権講演会や研修会の開催回数	17回	維持・増加
男女共同参画を推進する研修会への参加促進	人権啓発事業の実施回数	9回	維持・増加
かがわ男女共同参画推進員の研修会への参加促進	かがわ男女共同参画推進員の参加延べ人数	8人	維持・増加
県等との連携及び男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実	人権擁護委員による人権相談回数	12回	12回

(2) 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
学校教育全体を通じた指導の充実	学校教育環境についての満足度	令和2年度実施	上昇
男女共同参画を推進する講演会への参加促進	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	4,515人	増加
	男女共同参画を推進する講演会への参加	4回	増加
家庭教育の充実	家庭教育支援事業	82人	増加
保育関係者の意識啓発	保育士研修及び人権保育研修への参加	38回	維持・増加

(3) ジェンダー平等の推進のための意識啓発

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
学校教育全体を通じた指導の充実	学校教育環境についての満足度	実施	維持・向上
家庭教育の充実	家庭教育支援事業	82人	増加
思春期についての保健指導・相談の実施	少年育成センターにおける相談件数	新規	体制整備

(4) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
市の審議会等の委員への女性登用率の向上のため、積極的な登用推進の要請、女性の登用状況についての調査、情報の提供	審議会などにおける女性委員の比率	26.8%	40%
市での女性職員の職域拡大と、管理・監督者への女性の登用の推進	市職員の女性管理職の登用	25.0%	30%
企業や各種団体などへの啓発	市広報への掲載による啓発	1回	維持・増加

(5) 男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発	男女共同参画の意識の定着のための広報	8回	維持・増加
男女雇用機会均等法、労働基準法などの周知	市広報への掲載による啓発	1回	維持・増加
乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり	保育所献立検討会・離乳食及び幼児食講習の開催	54回	維持・増加
子育て支援総合コーディネーターの取組の促進	子育て支援体制の状況	配置済み	維持・増加
延長・休日保育、一時保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実	一時保育実施保育所数	4か所	維持・充実
	延長保育実施保育所数	6か所	維持・充実
	休日保育実施保育所数	1か所	維持・充実
	病児・病後児保育実施施設数	2か所	維持・充実
保育所における地域子育て支援サービスの充実	地域子育て支援センター開設数	3か所	維持・充実
子どもの居場所づくりの推進	つどいの広場開設数	2か所	維持・充実
母子自立支援員などによる相談	資格取得のための修業人数	9人	維持・充実

(6) 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
男女雇用機会均等の確保の促進	市広報への掲載による啓発	1回	維持・増加
労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	1回	維持・増加
企業主に対する再雇用制度の普及啓発	パンフレット配布による啓発	1回	維持・増加

(7) 地域活動における男女共同参画の促進

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
課題解決型実践的活動への取組	女性団体からの提案事業数	4件	維持・増加
地域におけるさまざまな活動への女性の参画促進	コミュニティ活動(地域活動)・ボランティア活動への参加状況	33.8%	増加

(8) 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
若年層を対象とするDV等の予防啓発	広報による予防啓発	6回	維持・増加
広報・啓発の推進	DV、セクシュアル・ハラスメント、相談窓口の広報・啓発	5回	維持・増加
若年層を対象とした人権講演会の開催の情報提供	若年層を対象とした人権講演会の広報	3回	維持・増加
子ども女性相談センターや警察における相談窓口の情報提供	夫からの暴力等による女性相談件数	6件	維持・増加
広域連携による保護の情報提供	DV等女性相談に係る子ども女性相談センター他、関係機関への情報提供数	1件	維持・増加
子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関との連携強化	要保護児童対策地域連絡協議会の開催	44回	維持・増加

(9) 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
健康相談・健康教育等の保健事業	保健事業への参加者数	23,140人	増加
成人期、高齢期における健康診査、検診の推進	胃がん・大腸がん・前立腺がん、肺がん検診受診率	18.8%	上昇
食育の推進	食育推進事業への参加者	12,812人	増加
女性特有のがん対策の推進	乳がん・子宮頸がん検診受診率	14.9%	上昇
歯の健康づくり(8020運動)の推進	成人歯科健康診査実施数	230人	増加
「いいお産」の普及啓発	妊婦一般健康診査利用率	89.6%	100%
母乳育児の普及	母乳育児の普及率	82.9%	100%

(10) すべての人が安心して暮らせる条件の整備

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
寿大学・婦人中央学級の内容の充実	寿大学・婦人中央学級参加人数	寿大学:1,519人 婦人中央学級:982人	増加
老人クラブ活動の促進	老人クラブ会員数	2,793人	増加
地域における日常的な支え合い体制づくり活動などへの参加促進	福祉ボランティア登録者数	579人	増加
	社会福祉協議会会員世帯	8,444世帯	増加
	ボランティア登録団体数	37団体	増加
シルバー人材センターの登録支援	シルバー人材センター会員数	1,069人	増加
障がい者の働き場の情報提供と就労支援	訓練等給付(就労支援など)の支給決定者数	68人	増加
障がい者の雇用促進	就労移行支援利用件数	4人	増加
障がい者のスポーツ・文化活動の積極的な参加促進	地域活動やスポーツ・文化活動に参加している障がい者数	89人	増加
心のバリアフリーの推進	相談支援事業所(精神)の利用件数と実利用人数	794件(55人)	増加
利用者本位のサービス提供の推進	高齢者支援体制の満足度	33.8%	上昇
適正な介護保険制度の運用	要介護認定率	16.4%	上昇
民生委員などによる声かけ見守り活動の充実	見守り・声かけの訪問回数	18,733回	増加
相談支援体制の充実	相談支援事業所(身体・知的)の利用件数と実利用人数	10,125件(226人)	増加

(11) 防災・復興における男女共同参画の視点の取組

施策内容	成果目標	令和元年度実績	令和9年度目標
自主防災組織の育成強化	1年間に、防災・防災訓練等に参加したことがある人	32.2%	上昇
防災分野など地域における多様な分野への女性の参画拡大	防災会議の女性委員の比率	8%	上昇

第5章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

施策1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つに、性別に基づく固定的な役割分担意識があります。性別で役割を固定的にとらえることの弊害や、男女平等・男女共同参画の必要性についての認識を深められるよう、さまざまな手法で継続的に広報・啓発を行います。

男女が自らの力を引き出し、社会で活躍できるよう、さまざまなチャレンジの機会とその情報提供を進めます。

子どものころから男女共同参画の意識を養うためにワークショップやセミナーなどを提供します。また、ホームページや相談窓口での案内など、さまざまな機会、方法による情報や学習機会の提供、相談支援などに取り組みます。

(1) 広報・啓発活動の推進

家庭生活における慣習・しきたりなどについて、男女共同参画の視点に立って、性別による固定的な役割分担を見直す機会を提供するための広報・啓発を推進します。

地域社会・職場において、これまでの固定的な役割分担意識や活動のあり方を見直し、さまざまな価値観を持つ人が対等に参画できるよう、社会制度や慣行などを見直す機会を提供するための広報・啓発活動を推進します。

施策名	事業内容	担当課
広報・啓発活動の推進	・「男女共同参画週間」、「人権週間」の周知 ・男女共同参画を推進する研修会への参加促進 ・かがわ男女共同参画推進員の研修会への参加促進 ・「男女共同参画社会基本法」、「善通寺市男女共同参画プラン」などの周知	人権課

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

市民意識や男女の置かれている状況について調査研究を行います。

男女共同参画施策の実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例などの情報を収集します。

市民や企業等に、男女共同参画に関する情報の提供や相談、研修体制の充実に努めます。

施策名	事業内容	担当課
調査研究の実施	・ 市民意識の把握	政策課
	・ 男女共同参画に関する情報の収集	人権課
統計情報などの充実	・ 県・市の関係各課等の統計情報の把握	人権課
情報の提供	・ 男女共同参画に関する情報の提供 ・ 男女共同参画に関するホームページの充実	人権課
相談体制の充実	・ 県等との連携及び男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実	人権課

(3) 多様なメディア等を通じた意識改革、理解の促進

新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディアやクリエイティブな分野と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行うとともに、女性の人権を尊重した表現の推進をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進します。

また、多様なメディアを通じて得られる情報について、適切に判断し、情報を主体的に読み解く力(メディア・リテラシー)の醸成に努めます。

さらに、市の発行するあらゆる刊行物、映像等において、男女共同参画の意識を常に持ち作成するよう努めます。

施策名	事業内容	担当課
・ 情報を主体的に読み解く力(メディア・リテラシー)の学習機会や、情報モラルの指導	・ GIGA スクール構想の実現と環境整備 ・ 情報を主体的に読み解き、正しい判断ができるような、情報教育の推進・充実 ・ 子ども達に対し、道德面、非行防止、著作権や肖像権など、安全に情報を閲覧・発信するために必要な情報モラル教育を実施。	教育総務課
・ 市刊行物等作成時における適正な表現	・ 市刊行物等において男女の固定的な性別役割分担意識の助長につながるような表現の見直しと、チェック体制の強化	人権課
・ 多様なメディアとの連携	・ 男女共同参画の視点からのメディアにおける取組について認識を共有 ・ 各業界における自主的な取組の促進	人権課

施策2 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

次代を担う子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識にしばられず、個性と能力を発揮しながら成長していくためには、家庭、学校、社会というあらゆる教育の場を通じて、男女平等のもとで将来を見通した自己形成ができるような環境を整備することが重要です。

また、成人してからは、すべての人が自分らしく生きることができるよう、さまざまな機会を通じて男女共同参画に関する学びの場を提供することも必要です。

特に、女性が政治・経済・社会などのあらゆる分野において自らの選択で挑戦できるように、女性自身の潜在的な能力や個性を発揮するための支援（＝エンパワーメント支援）が必要です。

（１）学校教育・保育における男女平等教育の充実

男女共同参画社会の実現のため、子どものころから、人権を尊重する感性を育み、自分のみならず他人の人権を大切にしながら行動したり、自己を形成する保育・教育の充実を図ります。

また、児童生徒が、性差を正しく理解し、相手を思いやり助け合う心を育てる保育・教育を推進します。

その際、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子ども自ら男女共同参画社会の形成に参画できるような学習機会を設けることも検討します。

施策名	事業内容	担当課
学校教育の充実	・ 学校教育全体を通じた指導の充実	教育総務課
保育所・幼稚園における教育の充実	・ 就学前児童の保育・教育全体を通じた指導の充実	教育総務課 子ども課

（２）社会教育における男女共同参画学習の充実

家庭生活における慣習・しきたりなどについて、男女共同参画の視点に立って、性別による固定的な役割分担を見直す機会を提供するための広報・啓発を行います。

施策名	事業内容	担当課
社会教育の充実	・ 男女共同参画を推進する講演会への参加促進 ・ 家庭教育の充実	生涯学習課
	・ 男女共同参画を推進する講演会への参加促進	人権課

（３）教育・保育関係者の意識啓発

教職員や保育関係者を対象として、人権意識の高揚、男女共同参画社会の理念の普及に関する研修を開催します。

施策名	事業内容	担当課
教育・保育関係者の意識啓発	・ 教職員を対象とする研修の実施	教育総務課
	・ 保育関係者の意識啓発	子ども課

(4) 文化・芸術・スポーツ分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の意義として「文化的利益の享受」が謳われており、文化・芸術活動等においても、男女がともに参加し、ともにつくっていくことが望まれています。

また、令和3年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックを契機に、市民のスポーツへの関心が高まることから、男女ともに様々なスポーツを楽しめる様な取組が必要となっています。

施策名	事業内容	担当課
運動・スポーツ分野における男女共同参画の推進	・ スポーツが行える環境の整備 ・ 市民のスポーツ習慣の醸成	生涯学習課
障がい者のスポーツ・文化活動への参加促進	・ 障がい者の地域活動やスポーツ・文化活動への参加促進 ・ 善通寺地区身体障がい者ふれあいスポーツまつりや香川県障がい者スポーツ大会等への参加促進 ・ ふれあいポート善通寺での各種教室の実施	社会福祉課
文化・芸術における男女共同参画の推進	・ 文化・芸術活動団体等の支援 ・ 男女の文化交流等の促進	生涯学習課
男女共同参画を推進する研修会への参加促進	・ 香川県「じんけんフェスタ」等の催しにおける人権啓発事業への参加促進	人権課

施策3 ジェンダー平等の推進のための意識啓発

社会に対する影響力の大きい事業者や自治会役員などに対しては、商工会や自治協議会などと協力して施策を進めます。

また、無意識のうちに、男子優先の慣習や性別による固定的な役割分担意識などを子どもたちに植え付けないよう、男女平等・男女共同参画の視点に立った学習機会を充実します。

(1) LGBTへの理解の促進

性的指向や性同一性障害など、性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、LGBT(性的マイノリティ)に対する理解促進に取り組みます。

施策名	事業内容	担当課
LGBT(性的マイノリティ)への支援	- 性的マイノリティへの差別や偏見をなくすための啓発 - 性別などにかかわる悩みや問題を抱える方の相談体制の充実	人権課

(2) 多様な性のあり方に対する学習機会の提供

性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、講座やセミナー等の開催、相談窓口の案内など、人権教育や啓発を進めます。

施策名	事業内容	担当課
性にとらわれない表現の促進	- 本市が発信する情報への、差別的表現の有無の点検 - 全庁的に性にとらわれない表現を使用についての、職員への啓発	人権課
性や生命について理解する教育の推進	- 思春期の児童生徒を対象にした性教育の充実 - 生命の誕生や尊さについても理解する教育を実践	教育総務課
	家庭教育の推進	生涯学習課
思春期についての保健指導・相談の実施	- 保健学習を中心に、性に関する適応指導や男女交際のあり方等を発達段階に応じた指導 - 少年育成センターにおける、保護者及び児童生徒に対するきめ細かな相談体制の確立	教育総務課

(3) パートナーシップ宣誓制度の推進

善通寺市では、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できる社会の実現を目指し、性的マイノリティの方を対象としたパートナーシップ宣誓制度を検討します。

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティであるお二人がパートナーシップ関係であることを宣誓し、認める制度等について検討します。

施策名	事業内容	担当課
パートナーシップ宣誓制度の検討	・ パートナーシップ関係であることを宣誓されたお二人のパートナーとしての想いを尊重し、認める制度の検討	人権課

(4) いわゆる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への対応

就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えるいわゆる「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」に対して、特に学校現場において、児童生徒等が自身のライフ・キャリアを固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、指導的な立場にある教職員への啓発をはじめ、その解消に向けた取組を進めます。

施策名	事業内容	担当課
アンコンシャス・バイアスに関する情報の収集と発信	・ 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や アンコンシャス・バイアスを生じさせない取組に関する情報収集、及び啓発手法等を検討、情報発信	人権課
性別役割分担を軽減するための周知・広報	・ 家事・育児等の手間やストレスの軽減に資するさまざまな活動や商品・サービスの活用に関する広報活動	人権課
学校教育全体を通じた指導の充実	・ 幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないよう、教育現場における男女の役割分担の指導を見直す ・ 市内の人権・同和教育主任並びに学力進路支援担当者説明会の実施 ・ 「互いの良さを認め合い、一人ひとりに活躍の場がある教育活動の推進」についての実践や情報交換の場の確保	教育総務課

基本目標２ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策４ 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

女性は男性と共に、社会の担い手としてあらゆる分野に参画する権利と義務を有しています。

近年は、市民活動や地域活動に多くの女性が参加し積極的に活動しているにもかかわらず、ものごとを決定する政策・方針決定の場への参画は少数にとどまっています。

地域、事業所、行政などあらゆる場において、男女が共同で政策・方針決定過程に参画することの意義を訴え、社会的機運を醸成します。

（１）政策・方針決定過程への女性の参画の促進

さまざまな意思決定の過程において、男女が対等な立場で参画していくことが、男女の意見を反映した社会の実現につながります。

そのため、現在女性の割合の少ない審議会等の委員や本市の管理職等において、女性がこれまでよりも登用されることを促し、政策・方針決定の過程において、性別による偏りが少ない環境の実現を目指します。

また、企業や各種団体などに対しても、管理職等への女性の登用を働きかけます。

施策名	事業内容	担当課
市の審議会等委員への女性の積極的登用	- 市の審議会等の委員への女性登用率の向上のため、女性の積極的な登用推進の要請 - 女性の登用状況についての調査、情報の提供	人権課
女性市職員・教職員の登用などの推進	市での女性職員の職域拡大と、管理・監督者への女性の登用の推進	秘書課
政治分野における男女共同参画の推進	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、市民の関心と理解を深めるとともに、市広報紙・市ホームページ等により啓発を行う	人権課
企業や各種団体への女性の参画への推進	企業や各種団体などへの啓発	商工観光課

（２）人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

女性自身の意識や行動の改革を促せるよう、教育・学習機会の充実を図ります。

また、女性団体などの協力のもと、女性がさまざまな分野に参画し、リーダーとして責任を果たせる人材養成を支援します。

施策名	事業内容	担当課
女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	人材に関するデータベースの整備	秘書課

施策5 男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」は、生活にゆとりと豊かさをもたらすばかりでなく、企業にとっても、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上などにつながるという社会的な機運を醸成します。

女性の就労機会の確保だけではなく、仕事中心の生活を余儀なくされてきた男性に対して、これまでの働き方を見直したり、育児・介護休業の取得が進むよう働きかけをします。

(1) 仕事と生活の調和の実現

企業に対しては、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方に取り組むよう促し、従業員が仕事と育児・介護を両立させ、生涯を通じて充実した人生を送ることができるような環境づくりを整備する必要があります。

そのため、企業に対して、職場の意識の変革を促し、育児・介護休業制度の定着を促進するなど、育児や介護を行う従業員が働きやすい職場環境の整備を働きかけます。

施策名	事業内容	担当課
広報・啓発活動の推進	・ 男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発	人権課
企業の取組の促進	・ 男女雇用機会均等法、労働基準法などの周知	商工観光課
市における取組の推進	・ 育児休業など子育てに関連する各種制度の周知、市職員と教職員の意識改革、業務の合理化の推進など	秘書課

(2) 地域における子育てや介護支援の充実

少子・高齢・核家族化の進展や地域コミュニティ意識の希薄化によって、地域での「子育て力」が弱くなる中で、男性の育児への不参加が、母親の孤独感、育児不安、情緒不安定などに陥りやすい状況を招いています。

そこで、子育てに関するネットワークの促進や、子育てに不安を感じている母親同士が身近な相談者となれるよう子育ての仲間づくりを支援し、また、地域の協力により相互支援を行うシステムや気軽に相談できる支援体制を構築することに努めます。

それとともに、男性の職場優先の意識を変え、男性も含めた働き方や性別による固定的な役割分担を見直し、男性が地域社会や家庭生活に参画できるよう意識啓発を推進します。

さらに、仕事と育児・介護を両立させるためには、家族が協力して、共に担うとともに、市においては子育てや介護を支援する施策の充実に努めます。

一方、就労と家庭を一人で担い、精神的、肉体的に厳しい状況に陥りがちなひとり親家庭が自立を図り、安心して子どもを育てることができるよう関係機関が連携し、日常生活を支援する各種制度の周知や、就労支援・経済的な支援の充実に努めます。

施策名	事業内容	担当課
子育て支援のネットワークの充実	・ 社会全体での子育て支援ネットワークの充実 ・ 乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり ・ 相談・援助体制の充実	子ども課
地域における子育て支援サービスの充実	・ 子育て支援総合コーディネーターの取組の促進 ・ 延長・休日保育、一時保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実 ・ 相談・助言体制づくりの促進 ・ 保育所における地域子育て支援サービスの充実 ・ 保育環境の計画的な整備促進	子ども課
	・ 幼稚園における地域子育て支援サービスの充実 ・ 放課後子ども教室の推進	教育総務課
	・ 障がい児の療育体制の充実	社会福祉課 子ども課
放課後児童の健全育成の充実	・ 子どもの居場所づくりの推進	子ども課
ひとり親家庭の自立支援	・ 母子自立支援員などによる相談	子ども課
	・ 民生・児童委員活動の充実	社会福祉課
質の高い保健・医療サービスの提供	・ 救急医療の確保	保健課
介護保険制度などのサービスの充実	・ 利用者本位のサービス提供の推進 ・ 適正な介護保険制度の運用	高齢者課

施策6 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

本市の事業所等の労働実態の把握に努め、就労の場における男女平等の実現に向けた取組を進めます。

関係機関と連携し、男女労働者の機会均等や待遇の確保に関して、事業者の積極的な取組を促します。

市役所においては男女共同参画のモデル職場となるよう、男女の職務分担の見直しや男女共同参画の理解を進めるための研修の充実などに積極的に取り組みます。

(1) 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて企業などに働きかけ、性別にかかわらず、能力が発揮できる職場環境づくりを促進します。

施策名	事業内容	担当課
男女雇用機会均等法の履行確保	・ 男女雇用機会均等の確保の促進	商工観光課

(2) 働く男女の健康管理対策の推進

労働基準法や男女雇用機会均等法に基づく健康管理に関する規定を順守するよう企業に対し、広報・啓発を行います。

施策名	事業内容	担当課
働く男女の健康管理対策の推進	労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	商工観光課

(3) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

雇用・就業形態の多様化の中で、労働者がライフスタイル等に応じた働き方を選択でき、適正な処遇・労働条件が確保されることは、特に、女性の能力発揮の促進を図るうえで重要な課題となっています。

パートタイム労働者等の労働条件向上のため、関係機関と連携して、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と指針を周知するための広報・啓発を行うとともに、再就職希望者に対しては就業のための能力開発を促進します。

また、育児・介護休業制度の定着を促進するなど、労働者が働き続けやすい環境を整備するよう企業に広報・啓発を行います。

施策名	事業内容	担当課
再就職に向けた支援	・ 企業主に対する再雇用制度の普及啓発	商工観光課
	・ 休職中の一時預かり事業についての周知	子ども課

施策7 地域活動における男女共同参画の促進

家庭や地域において生き生きと活躍している市民の情報を提供するとともに、地域において仕事以外の男女の居場所づくりを進めます。

複雑化・多様化している地域課題を解決し、持続可能で活力ある社会を創造するために、男女それぞれの能力やアイデアを結集し、多分野の団体間などの協働を促進します。

(1) 地域活動における男女共同参画の促進

地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担意識をなくし、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を持つよう啓発し、地域活動の活性化に努めます。

特に、地域社会とのかかわりが希薄になっている市民に対して、文化活動も取り入れるなど積極的な参画を促します。

地域における防災分野において、男女共同参画の視点を踏まえ、多様な人々の参画を促進するため、広報・啓発に努めます。

施策名	事業内容	担当課
地域の課題解決のための男女共同参画の推進	・ 課題解決型実践的活動への取組 ・ 地域リーダーの養成 ・ 地域ネットワークの構築支援	政策課
地域社会への男女の共同参画の促進	・ 自主防災組織の育成強化 ・ 防災分野など地域における多様な分野への女性の参画拡大	防災管理課
地域における様々な活動への女性の参画促進	・ コミュニティ活動(地域活動)・ボランティア活動等への女性の参加促進	政策課

基本目標 3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

施策 8 男女共同参画を阻害する暴力等への取組（DV防止基本計画）

平成19年(2007年)7月のDV防止法の改正では、市民にとって最も身近な行政主体である市町村に対し、「DVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の策定を努力義務としました。本市においては、この施策8を「DV防止基本計画」とし、被害の防止、被害者からの相談対応、安全の確保、心のケアを含めた自立支援などを総合的に推進していきます。

女性や子どもの人権尊重に関して、さまざまな機会を通じて意識啓発をするとともに、学校教育や生涯教育などで人権教育の推進に取り組んでいきます。

また、暴力の被害が潜在化しないよう、誰でもいつでも安心して相談できる専門機関の周知を図ると同時に、研修などを通じて、相談員などの質の向上に努めます。

（１）女性への暴力を根絶するための基盤づくり

DV等の暴力は、潜在化しがちであることから、社会的な問題と認識されにくいいため、DV等をはじめとするあらゆる暴力を許さないという社会意識を浸透させるための広報活動と意識啓発に取り組むとともに、若年層を対象とした予防教育啓発を行います。

また、被害者が安心して相談や救済を求めることができるよう、各相談の窓口においては、女性の人権に配慮し、当事者の視点に立った、相談、カウンセリング体制の充実を図ります。

施策名	事業内容	担当課
社会的認識の徹底と暴力の発生を防ぐ環境づくり	・ 若年層を対象とするDV等の予防啓発	人権課
	・ 犯罪の防止に配慮した安全、安心まちづくり	市民課
	・ 女性への防犯指導の実施	
体制整備の推進	・ 関係機関連携の促進	人権課
	・ 法制度の的確な運用と「人権相談」「生活相談」の周知及び相談の実施	市民課
	・ 担当職員の研修の充実	秘書課

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

DVは、時として、生命の危険を感じるほどの身体的暴力を伴うなど犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという広報・啓発を推進します。また、被害者のさまざまな問題に対処するため、子ども女性相談センター、警察、緊急一時保護施設、自立支援施設等と連携し、相談から自立につなぐ支援体制を充実します。さらに、被害者及び市民(以下「被害者等」という。)の個人情報の保護に努めます。

ストーカー行為は、時として、生命の危険を感じるほどの身体的暴力を伴うなど犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという広報・啓発を推進します。また、被害者のプライバシーに十分配慮したうえで、関係機関と連携し、状況に応じた適切な対応に努めます。さらに、ストーカー行為を防ぐため、被害者等の個人情報の保護に努めます。

施策名	事業内容	担当課
広報・啓発の推進	・ 広報・啓発の推進 ・ 若年層を対象とした人権講演会の開催の情報提供 ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」協賛事業(偕行社パープルライトアップ)の実施	人権課
相談体制の充実	・ 子ども女性相談センターや警察における相談窓口の情報提供	子ども課
相談体制の充実	・ 「人権・法律相談」「生活相談」の実施及び警察等との連携	市民課
被害者の保護、自立支援体制の充実	・ 緊急保護施設、一時保護施設などとの連携 ・ 広域連携による保護の情報提供	子ども課
被害者等の個人情報の保護	・ 住民基本台帳制度におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のための措置 ・ 住民票等の第三者交付に係る「本人通知制度」の推進	市民課

(3) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

子どもに対する性暴力をなくすため、積極的な広報・啓発を推進します。また、被害者のプライバシーに十分配慮したうえで、関係機関と連携し、状況に応じた適切な対応に努めます。そして、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、児童生徒に対する情報モラルの指導の充実を図るとともに、保護者への啓発に努めます。

施策名	事業内容	担当課
子どもに対する性暴力への厳正な対応	・ 子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関との連携強化	子ども課
	・ 子ども女性相談センター、子ども課など関係機関との連携強化	教育総務課
被害者への適切な対応	・ 「人権・法律相談」「生活相談」の実施及び警察等との連携	市民課
情報モラルの育成	・ 子どもに対する情報モラルの指導 ・ PC・携帯電話の有害サイトのアクセス制限の啓発	教育総務課

(4) さまざまなハラスメントの防止対策の推進

マタハラ・パワハラを防止するため、広報誌、ホームページ等で、周知・啓発を行います。

また、事業所に対し、その防止対策を徹底するよう働きかけます。

セクハラを防止するため、広報誌、ホームページ等で、周知・啓発を行います。

また、企業には、男女雇用均等法に基づく企業主の雇用管理上の配慮義務があることを周知し、その防止対策を徹底するよう働きかけます。

施策名	事業内容	担当課
さまざまなハラスメントの防止対策などの推進	・ 広報・ホームページによる啓発、相談窓口の周知等	人権課
事業所に対する啓発	・ 事業所への出前講座による、さまざまなハラスメントの防止の啓発活動	人権課

施策9 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

生涯を通じて健康な心身を維持できるよう、健康に関する情報提供や健康診断などのさらなる充実とともに、市民が主体的に健康づくりに取り組めるような支援を進めます。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各ライフステージに応じた健康づくりに努めます。心の健康の問題については、世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組みます。

若い世代における望まない妊娠や性感染症、HIV/エイズや薬物乱用などは、健康に甚大な影響を及ぼすものです。今日的な課題に対して敏感に対応できるよう関係機関が連携を図り、発達段階に応じた学習や予防から治療までの啓発や学習機会、相談の充実を図ります。

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

女性自身が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるため、女性のライフサイクルに応じた健康の重要性について正しい認識を持つことができるよう、病気の予防と健康の増進に関する知識の普及啓発に努めるとともに、心の悩みも含めた相談体制の整備や、食育の推進を図ります。

また、女性特有のがんに関する知識や妊娠・出産期、更年期、高齢期の人生の節目にあった適切な健康対策を推進します。

施策名	事業内容	担当課
生涯を通じた健康の管理・保持増進のための取組の充実	- 健康相談・健康教育等の保健事業 - 成人期、高齢期における健康診査、検診の推進 - 食育の推進 - 女性特有のがん対策の推進 - 歯の健康づくり(8020 運動)の推進	保健課

(2) 妊娠や出産期における心身及び健康の保持増進のための支援

女性が働きながら安心して子どもを産むことができる職場環境を整備することは、女性の能力を発揮するうえでも、また、生涯を通じた女性の健康保持の観点からも重要な課題です。

特に、妊娠中や出産期は、女性にとって健康管理が特に重要であり、加えて出産後も継続して働き続ける女性が増加していることから、安心して産み育てる環境整備を支援していきます。

また、同様に、出産を控え精神的に不安定になるマタニティブルー、周産期や育児期のうつ病など、この時期女性特有のメンタルヘルスへの対応を企業とともに支援していきます。

さらに、子どもの健全な育成のため、子育て家庭への育児支援を行います。

施策名	事業内容	担当課
妊娠・出産などに関する健康教育・相談支援等の充実	「いいお産」の普及啓発 - 母乳育児の普及	子ども課
	心の健康管理及び相談窓口の整備	社会福祉課

(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進

HIV/エイズや性感染症、薬物乱用など、健康をおびやかす問題についての広報・啓発や相談体制の充実に努めます。

学校教育を通じて発達段階に応じ、喫煙や飲酒についての健康被害やHIV/エイズや性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識や情報を提供し、被害防止に努めます。

また、在宅勤務などの生活様式が普及する中であって、感染症予防のための正しい行動や、対人関係のあり方などについて、男女共同参画の観点からの広報・啓発や相談体制の充実に努めます。

施策名	事業内容	担当課
健康をおびやかす問題への対策の推進	・ HIV/エイズ・性感染症対策の推進	保健課
	・ 新型コロナウイルスをはじめとする、感染症などの感染予防・拡大防止のための衛生対策や、「新しい生活様式」などのニューノーマルの普及・啓発	保健課
	・ 学校における薬物乱用防止の指導の充実	教育総務課

施策10 すべての人が安心して暮らせる条件の整備

男女共同参画の視点でみた場合、高齢者、障がいのある人などで、男女の心身の状態や地域との関わり方、生活支援のあり方などにおける課題やニーズが異なります。

市民一人ひとりがサービスの利用者であり、また、支援者であるという観点に立って、性別による違いを踏まえた自立支援に取り組めます。

また、暮らしに一番身近なところでの相談対応や見守り、地域活動などの実施にあたっては、その担い手である民生委員・児童委員などが男女共同参画に対する正しい認識を深めるための情報提供や学習機会の提供を充実します。

高齢者や障がいのある人たちの社会参加・参画を推進するために、市民活動や就労の情報収集と提供、活動相談、エンパワメントのための学習機会の提供など多様な支援メニューを整備します。

また、本市に暮らす外国籍の女性やその子どもなど、日常生活にさまざまな不安を抱える人が、安心して暮らすために、多言語による情報提供や相談の充実、学習機会の提供を進めます。

さらに、高齢者や障がい者、同和地域出身などで社会的に不利な状況にある人たちが、女性であるという理由でさらに不利益を受けることがないように、男女共同参画の視点を持って、自立生活を支援することも必要です。

(1) 高齢者や障がい者が安心して暮らせる条件の整備

老人クラブ活動、地域におけるボランティア活動など地域活動への積極的な参加を促進します。

高齢者の就業機会の確保を図り、生きがいを持って社会参加できるよう、シルバー人材センター事業の登録支援を促進します。

障がい者の持てる能力を引き出すための就労支援などを行うとともに、スポーツや文化活動など社会活動の場の拡大に努めます。

その際、障がい者等への広報の工夫、アクセス手段、「居場所づくり」への支援等を行います。

高齢者や障がい者が住み慣れた地域社会の中で、安全で安心して生活ができるよう、声かけや見守り活動を充実するとともに、在宅福祉サービスの充実に努めます。

高齢者や障がい者を介護する家族(以下「介護家族」という。)を助ける施策を充実するとともに、虐待に関する相談窓口を設置し、相談、改善できる体制を整えます。

施策名	事業内容	担当課
高齢者の自立と社会参加の促進	・ 寿大学、婦人中央学級の内容の充実	市民会館
	・ 老人クラブ活動の促進	高齢者課
	・ 地域における日常的な支え合い体制づくり活動などへの参加促進	
	・ シルバー人材センターの登録支援	社会福祉課
	・ 地域における日常的な支え合い体制づくり活動などへの参加促進	
障がい者の自立と社会参加の促進	・ 障がい者の働き場の情報提供と就労支援 ・ 障がい者の雇用促進 ・ 障がい者のスポーツ、文化活動の積極的な参加促進	社会福祉課
みんなにやさしい社会の形成	・ 心のバリアフリーの推進 ・ 福祉のまちづくりの推進	社会福祉課
	・ 心のバリアフリーの推進	高齢者課

施策名	事業内容	担当課
介護予防(健康長寿づくり)の推進	・ 老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく総合的な推進体制の強化	高齢者課
質の高い保健・医療サービスの提供	・ 救急医療の確保	保健課
介護保険制度などのサービスの充実	・ 利用者本位のサービス提供の推進 ・ 適正な介護保険制度の運用	高齢者課
高齢者などの在宅環境の整備	・ 民生委員などによる声かけ見守り活動の充実	社会福祉課
	・ 高齢者の在宅福祉サービスなどの充実 ・ 高齢者の権利擁護	高齢者課
高齢者などの在宅環境の整備	・ 高齢者虐待に関する相談窓口	高齢者課
障がい者をみんなで支える社会の構築	・ 障がい者の在宅福祉サービスなどの充実 ・ 相談支援体制の充実 ・ 地域生活移行の推進 ・ 多様な障がいへの対応	社会福祉課
	・ 障がい者虐待に関する相談窓口	社会福祉課 障がい者虐待防止センター

(2) 人権課題への配慮を必要とする女性への支援

高齢期の女性、障がいを持つ女性、同和地域の女性などには、複合的に困難な状況に置かれています。そのため、それぞれの人権課題に配慮したうえで、そうした人たちが安心して暮らせる環境の整備を促進します。

施策名	事業内容	担当課
人権問題への対応	・ 「人権教育・啓発の基本指針」に基づく教育・啓発の推進	人権課

(3) 日常生活に困難を抱える女性に対する支援の充実

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を把握しつつ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援として、次の方策を検討します。

施策名	事業内容	担当課
子ども・子育て支援サービスの充実	・ 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした、学習支援・進路相談等の実施	社会福祉課
	・ スタディーアフタースクールの実施	教育総務課
ひとり親家庭への支援	・ 母子・父子自立相談支援員などによる相談支援の充実 ・ ひとり親家庭への各種手当等(児童扶養手当、医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付事業等)の実施 ・ 子育てホームヘルプサービスの利用料、病児・病後児保育の利用料(市内料金)の助成制度の拡充 ・ ひとり親家庭の自立を促進するための修業期間中の生活費の補助	子ども課

(4) 男女共同参画を阻害しない制度・慣行の推進

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行の構築を目指します。

施策名	事業内容	担当課
社会保障制度の見直し	・ 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する制度の見直し	政策課

施策11 防災・復興における男女共同参画の視点の取組

近年の異常気象や地震災害への備えが重要な課題となっています。地域防災計画の推進にあたっては男女で意思決定に参画するとともに、災害・復興時において男女が協力し合えるよう、日ごろから男女平等・男女共同参画意識を持って地域づくりを進めていくための支援を行います。

(1) 地域防災における女性の参画

防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促します。

施策名	事業内容	担当課
自主防災組織の育成強化	・ 防災訓練等への参加促進 ・ 自主防災組織の育成強化	防災管理課

(2) 災害復興支援への男女共同参画の視点の反映

避難場所や災害ボランティア活動等の場において、安全の確保、備蓄品の準備、プライベートスペース等、男女共同参画の視点からの配慮・整備を促進します。

施策名	事業内容	担当課
防災分野など地域における多様な分野への女性の参画拡大	・ 男女共同参画の視点を踏まえ、避難所の備品や安全への配慮など、避難所等の整備の促進 ・ 防災会議への女性委員の登用	防災管理課

第6章 プランの推進

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、推進体制の整備が重要です。

男女共同参画社会実現のためには、まず、市役所が男女平等・男女共同参画実践のモデルとなれるよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)や職場での男女の人権の尊重、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組を積極的に進めていきます。

職員が、市民へのサービス提供のさまざまな場面で、固定的な性別役割分担意識に基づいた対応や取扱いをしていないか見直せるよう、教職員を含むすべての職員に対して啓発・研修を行い、庁内や関係施設に「男女平等・男女共同参画意識」を徹底させます。

男女共同参画に関する事業の進捗状況を把握・評価することは、本市の男女共同参画の推進度合いを明らかにすると同時に、施策の推進における課題を見つけ、より効果的な取組に発展させることにつながります。

それぞれの事業に対して可能な範囲で成果指標を設け、数値目標を設定して、計画の進捗管理を行います。その基礎資料となる各種統計や調査については、男女別数値の把握ができるよう、関係各課が男女共同参画の視点を持って整備するよう努めます。

1 プランの推進体制

(1) 善通寺市人権政策審議会の機能発揮

男女共同参画の効果的な推進には、外部機関として条例に基づき設置された審議会の役割が重要です。善通寺市が実施する男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について評価・提言を行うため、善通寺市人権政策審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 市長を本部長とする推進本部の機動的開催

男女共同参画に関する施策を一体的に推進するため、市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部長を部員とする男女共同参画推進本部を機動的に開催し、施策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、施策の内容や進捗状況などの評価・見直しを行います。

2 目標とする指標

男女共同参画プランを実効性のあるものとして着実な推進を図るため、男女共同参画推進にかかる指標を設定します。

3 プランの施策実施状況の管理

男女共同参画に関する施策を推進するため、個々の施策の進捗状況について定期的に調査し、評価、見直した結果を毎年度公表するなど、プランの進捗管理を行います。

4 関係機関との連携

プランが目標とする男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国や県などの動きと連動しながら進める必要があります。そこで、国・県・近隣市町や男女共同参画を推進する組織・団体等との連携・協力体制を強化し、研修や啓発活動等の一体的な取組を推進します。

5 市職員の意識啓発

市職員の男女共同参画の意識の定着を図り、全庁的に男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、研修などを通して管理職員や一般職員の意識啓発に努めます。

6 市民の参加、協力、理解の促進

男女共同参画社会を実現するためには、行政の取組とともに市民の積極的な参加と協力が重要です。

そこで、男女共同参画社会の形成に関する情報を収集し、職場、家庭、地域等あらゆる分野において、自主的な取組が図られるよう市広報・ホームページ等での情報や学習機会の提供を行います。

7 推進のための調査、情報の収集と提供

男女共同参画社会の形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査・企業アンケートを実施します。

参考資料

善通寺市人権政策審議会

(1) 善通寺市人権政策審議会条例

昭和54年9月14日条例第18号

(設置)

第1条 本市の同和対策をはじめとする人権政策の推進に当たり、その適正を期するため、善通寺市人権政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、同和対策をはじめとする人権政策に関する問題の解決のために、必要な総合的施策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 見識を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第3号に規定する委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会)

第7条 審議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部人権課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

2 善通寺市地方改善対策審議会条例(昭和36年善通寺市条例第26号)は、廃止する。

附 則(平成2年10月6日条例第21号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成9年6月27日条例第25号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成9年9月30日条例第30号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成17年3月23日条例第12号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第18号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月16日条例第41号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 善通寺市男女共同参画推進本部設置要綱

平成25年3月29日告示第27号

(設置)

第1条 善通寺市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)に基づき、本市の男女共同参画施策を計画的かつ効果的に実施するため、善通寺市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランに基づく事業の企画及び調整に関すること。
- (2) その他プランの推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めたときは、関係部局の職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民生活部人権課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第56号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第37号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	役職名
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	総務部長
	市民生活部長
	保健福祉部長
	産業振興部長
	都市整備部長
	教育部長

(3) 善通寺市人権政策審議会委員名簿

	選出区分	委 員 名	所属(来歴)	備考
1	見識を有する者	富島 喜揮	四国学院大学社会福祉学部教授	会長
2	〃	豊田 笑子	市心身障害児(者)父母の会会長	副会長
3	〃	土居 保広	有識者(元香川県職員)	
4	〃	紫和 浩二	人権擁護委員	
5	〃	福田 盛宏	市老人クラブ連合会会長	
6	〃	森江 清文	民生委員児童委員協議会会長	
7	〃	山根 昭子	市連合婦人会会長	
8	〃	飛田 由香	元かがわ男女共同参画推進員	
9	〃	杉田 英二	部落解放同盟与北支部支部長	
10	〃	杉田 一富	自由同和会善通寺支部支部長	
11	〃	池脇 貴司	善通寺商工会議所専務理事	
12	関係行政機関	川田 一哉	ハローワーク丸亀所長	

(敬称略)

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行

が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
 - 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
 - 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
 - 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
 - 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。
 - 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
 - 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正:令和元年六月五日法律第二十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するため

の人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一

条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻す

と疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務

する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件

に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

香川県男女共同参画推進条例

香川県男女共同参画推進条例（平成14年3月27日条例第3号）

改正 平成16年12月21日条例第59号

平成25年12月20日条例第62号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における

活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（男女共同参画を阻害する行為の禁止）

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)

(3) 男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（県民等の理解を深めるための措置）

第10条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第11条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市町に対する支援）

第12条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（附属機関等の委員の構成）

第13条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

（調査研究）

第14条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第16条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第18条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(被害者の保護等)

第19条 県は、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手(以下「配偶者等」という。)からの第7条第3号に掲げる行為(以下「暴力的行為」という。)を受けた者(配偶者等からの暴力的行為を受けた後に、離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)をし、若しくはその婚姻が取り消され、又は当該交際をする関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。)に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者(以下「加害者」という。)からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

一部改正〔平成16年条例59号・25年62号〕

第3章 香川県男女共同参画審議会

(設置)

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第24条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成16年12月21日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第62号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

用語集

最終段階では、新しい用語やカタカナ語などの説明を表記する予定です。

善通寺市 第2次男女共同参画プラン

編集・発行 香川県善通寺市市民生活部人権課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

Tel:0877-63-6311(代表) Fax:0877-63-6391

URL:

<https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/soshiki/11/>